

令和5年第4回定例会(令和5年12月19日)

厚生環境教育委員会委員長 (安部 一郎 委員長)

去る12月5日及び8日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました「議第112号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)」関係部分ほか8件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、「議第112号 令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)」関係部分についてであります。

主なものとして、ひと・くらし支援課関係部分では、新型コロナウイルス感染症の医療費公費負担の終了や受診控えの解消等により、医療扶助費等の追加額を計上しているとの説明がなされました。委員から、受給世帯数が微減である中、なぜ医療扶助費を追加することになったのかとの質疑があり、当局から、受診控え等により予算額を縮小していたこと、見送られていたがん等の高額な医療費を要する手術が実施されたこと等による増額であるが、医療扶助の適正化に向け、引き続きレセプト点検等による重複受診、重複処方への抑制に取り組んでいきたい旨の答弁がなされました。

次に、障害福祉課関係部分では、障害福祉サービス提供事業所や利用者の増加に伴い、給付費の追加額を計上しているとの説明がなされました。委員から、利用者や障害児通所事業所等ほどのくらい増加したのかとの質疑がなされたのに対し、当局から、前年度と比較し、放課後等デイサービス事業の利用者は348人から408人に、障害児通所事業所も51か所から68か所に増加しているとの答弁がなされました。

続きまして、健康推進課関係部分では、50歳以上の方に対する带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成やHPV9価ワクチンの定期接種の導入等に伴う経費を計上しているとの説明がなされました。委員から、带状疱疹ワクチンの予防効果と副反応に関し質疑があり、当局から、予防効果は、生ワクチンで50～60%、不活化ワクチンで90～95%とされ、副反応は、部位の痛みや発熱、倦怠感等であるとの答弁がなされたのに対し、別の委員から、副反応についてもしっかり広報するよう要望がなされた次第であります。

次に、スポーツ推進課関係部分では、ハイパフォーマンスジム別府における指定管理料の債務負担行為補正を計上しているとの説明がなされました。委員から、指定管理料の算出根拠に関する質疑があり、当局から、単年度の施設利用料等の収入は、前年度の約756万円に対し、経営努力により約822万円と予定、

一方、人件費等の支出は、約2,627万円と予定し、差引収支を指定管理料として計上しているとの答弁がなされました。支出のうち人件費が約2,084万円であることに對し、委員から、人件費がかかりすぎではないかとの意見や指定管理料は年度ごとに取り決めると定められていることから、しっかり精査するよう要望がなされた次第であります。

続きまして、こども家庭課関係部分では、前年度の養育支援訪問事業の精算に伴う国庫返納金を計上しているとの説明がなされました。委員から、要保護児童等の対応に関する会議の開催数について質疑があり、当局から、前年度は要保護児童対策地域協議会において月平均約240件を進行管理していたが、そのうち延べ134件を対象に90回の個別ケース検討会議を開催したとの答弁がなされました。さらに、同委員から、支援対象児童等はどのように発見するのかとの質疑があり、当局から、関係機関等からの相談、泣き声や怒鳴り声による外部からの通報等さまざまであるが、最近では学校現場等において虐待防止に関する研修を行っていることもあり、学校や保育園からの連絡が増加している旨の詳細な答弁がなされたのに対し、委員から、手遅れにならぬよう引き続き対策を講じるよう要望がなされた次第であります。

次に、「議第116号 令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」では、要支援認定者のケアプラン作成に係る費用が増加したことに伴う補正であるとの説明がなされ、以上2件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、3件の条例議案及び2件のその他議案についてであります。

初めに、「議第121号 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、旧浜脇中学校の体育館及び運動場を別府市営体育施設とすることに伴い、条例を改正し、「議第122号 別府市国民健康保険税条例の一部改正について」では、地方税法の一部が改正され、出産被保険者に係る産前産後期間の保険税の減額措置が講じられることに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、「議第123号 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」では、子ども・子育て支援法の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める内閣府令の一部が改正されたことに伴う条例改正であるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、「議第136号」及び「議第137号」の「指定管理者の指定について」では、別府市社会福祉会館を社会福祉法人別府市社会福祉協議会に、また、ハイパフォーマンスジム別府を株式会社ヴェルスパに管理を行わせることについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。委員から、ハ

イパフォーマンスジム別府の選定方法について質疑がなされたのに対し、当局から、選定委員会を3回開催し、応募のあった3者の中から書類等により審査した結果であるとの答弁がなされました。

以上5件の議案の採決におきましては、当局の説明を適切・妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、2件の請願についてであります。

「別府の子どもの未来を考える会」代表から提出された「請願第2号 別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）に関する請願」では、市立幼稚園の閉園に反対ではないものの、5歳児の受入れや通園時の安全確保、幼稚園教諭の登用、特別支援教育の強化等が要望されました。

審査においては、紹介議員から、説明会等でも多くの質問に対し具体的な回答がなかったこと、素案の見直しにより、廃園時期が1年先送りになったものの、不安が払拭されていないこと等の理由により請願した旨の補足説明がなされました。

その後の自由討議では、廃園はビジョン（素案）として示されたが、最終的には議案として提出され、議会の議決を要する旨の考えが示され、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

最後に、「別府市放課後児童クラブ連絡協議会」会長から提出された「請願第3号 別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）についての請願」では、素案に反対ではないものの、送迎時の安全面や支援員の雇用、クラブ運営への影響に対する対策、意見交換の実施等に関する要望がなされました。

審査においては、参考人である請願者から、幼稚園児を預かる児童クラブの支援員等から相談を受けたこと、説明会では多数の質疑応答があったものの、不安の解消には至らなかったこと等により、時間をかけて議論すべきであると考え、請願した旨の説明がなされたのに加え、紹介議員から、児童クラブの役割や重要性から議会としても責任をもって取り扱うべきである旨の補足説明がなされました。

これらに対し、委員から、当該ビジョンの前段である「別府市就学前の子どもに関する教育等協議会」の委員に児童クラブの関係者がいなかったことについて質疑があり、参考人から、声掛けをいただきかけた旨の答弁が、また、別の委員から、常勤職員はいるのかとの質疑があり、参考人から、委託料と利用料で運営していること等により、常勤化できていないのが実情である旨の答弁がなされました。

その後の自由討議では、紹介議員は請願の採択が重たいことを認識すべきであり、請願に至る前に行政としっかり話し合いができなかったのかといった意見や本市議会において採択、不採択以外の選択肢も今後検討しなければならない

旨の考えが示されましたが、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案及び請願に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。